

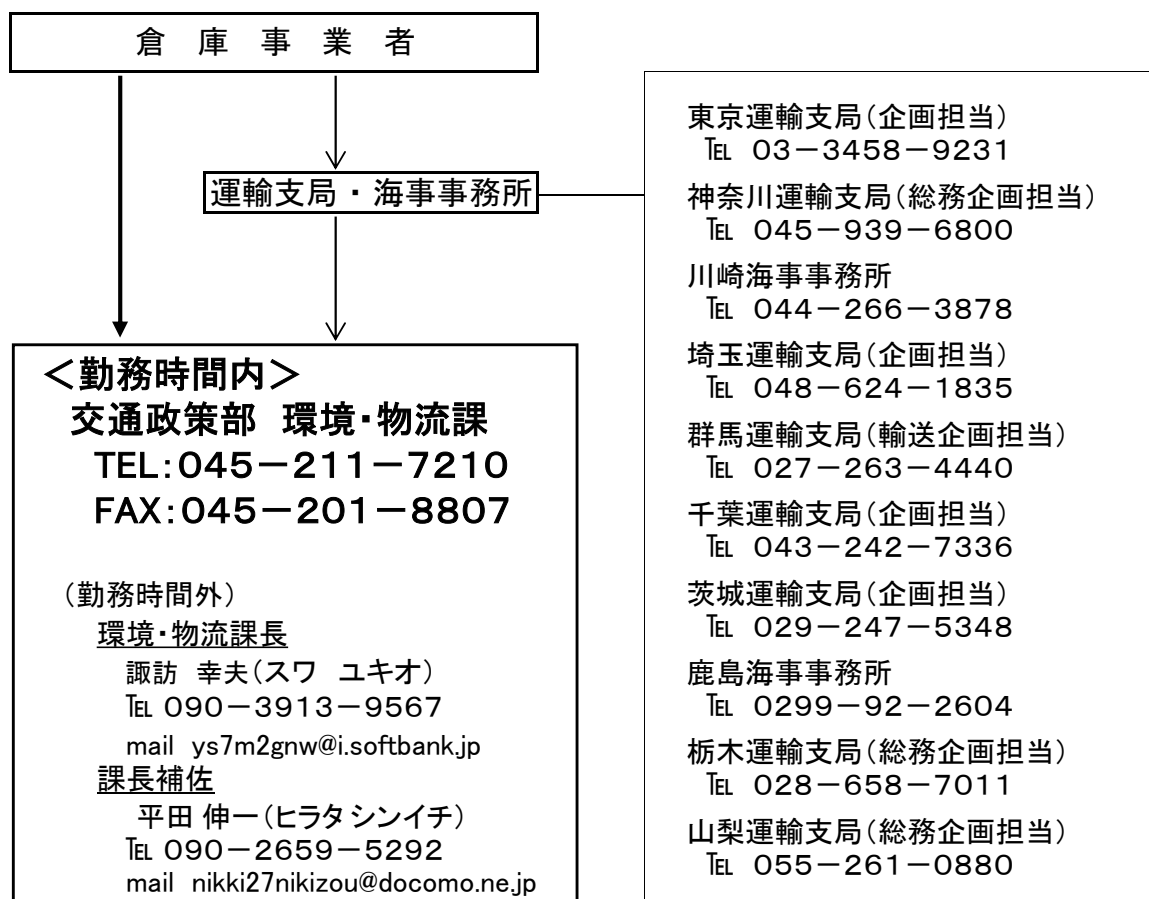
【重大事故発生時のフロー】

(倉庫事業者用)

令和01年6月現在

《速報の対象となる重大事故》

- ① 倉庫の火災(死傷者が発生した場合)
- ② 倉庫における労働災害(死亡者が発生した場合)
- ③ 危険品倉庫からの危険物の漏洩事故
- ④ その他以下に掲げる場合を含む倉庫における事故等であって報道される可能性がある場合
 - ・ 倉庫の火災(死傷者が発生した場合を除く)
 - ・ 倉庫の損壊等であって受寄物に影響を及ぼし又は及ぼす恐れのある場合
 - ・ 受寄物の盗難



※ 勤務時間内においては最寄りの運輸支局、海事事務所 又は
関東運輸局交通政策部 環境・物流課へ連絡願います。

勤務時間外においては交通政策部 環境・物流課長 又は課長補佐へ連絡願います。